

令和8年度省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金の申請にあたって

(再エネ設備のうちファイナンスリースまたはオンサイトPPAによる太陽光発電設備の申請について)

1 概要

この制度は、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、事業者がファイナンスリースまたはオンサイトPPAモデルにより自家消費型太陽光発電等を導入する場合、その導入に要する経費の一部について補助金を交付します。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者とします。

- (1) 法人その他団体（市町および一部事務組合を除く）であること。
- (2) 滋賀県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (3) 事業者またはその役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3 補助対象事業および要件

(1) 補助対象事業

- ①ファイナンスリースまたは②オンサイトPPA※₁により、自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業（蓄電池の導入は任意（指定避難所等の場合は除く））であって、需要家※₂が中小企業等※₃かつ滋賀県内で実施されるもの

- ※1 太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいう。
- ※2 本補助事業における「需要家」は、対象施設で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体のことをいう。

※3 以下の表の資本金の額等または常時使用する従業員の基準を満たす民間事業者であつて、次のいずれにも該当しない者をいう。

- ①発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ②発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- ③大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

表：中小企業などの基準（AまたはBのいずれかを満たしていること）

* 資本金の額又は従業員数

業種	A 資本金の額等	B 常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下

(2) 要件

- ・ 導入設備が次の①～③をいずれも満たすこと
 - ① 太陽光発電設備が自立運転機能を有していること
 - ※本補助事業で導入する設備により対象施設のレジリエンスが向上すること
 - ※自立運転機能は少なくとも1台は設置すること（複数事業所の場合は各事業所に必要）
 - ② 太陽光発電設備が発電出力5kW以上であること
 - ③ 蓄電池を導入する場合は、総蓄電容量3kWh以上かつ発電出力の同等以下であること
- ・ 補助金の交付を受けた太陽光発電設備による発電量の3600kWh以上かつ50%以上を敷地内で自家消費すること。余剰電力の売電は差し支えない。
- ・ 需要家とリース事業者またはPPA事業者との契約で、補助金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること
- ・ リース契約期間（PPA契約期間）が法定耐用年数より長いこと、または法定耐用年数が満了

するまでに継続的に使用することが担保できることについて記述された書面があること

◆留意事項

- ・令和9年2月10日までに事業を完了し実績報告書類の提出を行う必要があります。事業完了から実績報告書提出までは、必ず余裕を持ったスケジュールを立ててください。
- ・交付決定前に事業に着手（発注またはファイナンスリース・オンサイトPPA契約締結のいずれか早い方）したものについては、補助金を交付しない。

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費とし、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

補助対象となる経費	補助対象外となる経費
<ul style="list-style-type: none"> ・本工事費 ・付帯工事費 ・設備費 ・撤去工事費 <p>（再エネ設備の更新に必ず必要なもの）</p>	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税および地方消費税 ・生産設備 ・設計費、調査費 ・建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等 ・撤去工事費（行わなくても設備の更新が可能なもの） ・給排水衛生関係設備（水栓金具等） ・設備に関わる消耗品等 ・資産計上できない設備等 ・既存機器等の撤去・移設・廃棄・処分費等 <p>（必ず補助対象外経費に計上すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費 ・工事を伴わない設備の導入 ・設置後、容易に移動することができると判断される設備 ・電力会社・消防書等への申請・届出・登録等に係る費用

◆留意事項

- ・対象経費毎の総額が30万円を下回る事業については、補助の対象としません。
- ・消費税および地方消費税は対象外とします。
- ・国もしくは市町またはそれらの関連団体からの補助金と県補助金について、併用は可能ですが、原則補助対象経費からそれらの補助金額を差し引いた金額をもとに交付額を算定します。なお市町の制度で併用が認められない場合がありますので、詳細については各市町の担当者へお問い合わせください。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税および地方消費税は除く。）に1/3を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とします。ただし、事業実施場所が指定避難所または福祉避難所となっている施設（以下「指定避難所等」という。）の場合は、補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とする。

補助限度額は需要家種別（①中小企業等②指定避難所等）および太陽光発電設備の発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値）によって異なります。

【表】補助限度額

需要家	需要家種別（A）	発電出力（B）	補助限度額
中小企業等	2,100千円 (1,200千円)	1kWあたり70千円 (40千円)	補助対象経費に1/3を乗じた額と（A）と（B）のいずれか小さい方の額
指定避難所等	3,000千円	1kWあたり100千円	補助対象経費に1/2を乗じた額と（A）と（B）のいずれか小さい方の額

※ 括弧内は、太陽光発電設備単体のみをファイナンスリースまたはオンサイトPPAモデルにて導入する場合の金額

- （例1）中小企業に出力50kWの太陽光発電設備単体をオンサイトPPAモデルで設置する場合で、補助対象経費390万円のと
 上限120万円と $390 \text{万円} \times 1/3 = 130 \text{万円}$ と $50 \text{ (kW)} \times 4 \text{万円} = 200 \text{万円}$ とを比較して補助額は120万円となります。
- （例2）中小企業に出力10kWの太陽光発電および容量5kWhの蓄電池をオンサイトPPAモデルで設置する場合で、補助対象経費400万円のと
 上限210万円と $400 \text{万円} \times 1/3 \approx 133.3 \text{万円}$ と $10 \text{ (kW)} \times 7 \text{万円} = 70 \text{万円}$ とを比較して補助額は70万円となります。
- （例3）指定避難所に出力20kWの太陽光発電および容量5kWhの蓄電池をファイナンスリースで設置する場合で、補助対象経費300万円のと
 上限300万円と $300 \text{万円} \times 1/2 = 150 \text{万円}$ と $20 \text{ (kW)} \times 10 \text{万円} = 200 \text{万円}$ とを比較して補助額は150万円となります。

6 交付申請書の提出※提出前チェックシートを準備しています。

本補助金の交付を希望される事業者は、あらかじめ様式第1-2号により交付申請書を提出してください。添付書類は以下のとおりです。

- (1) 事業計画書（様式第1-2号別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1-2号別紙2）
- (3) 誓約書（様式第1-2号別紙3）
- (4) 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（様式1-2号別紙4）
- (5) 設備設置承諾書（様式1-2号別紙5）
- (6) 申請者に関する資料
 - ・ 登記事項証明書（直近3か月以内に取得されたもの）
 - ・ 申請者の事業活動に関する資料（会社案内パンフレット等）
 - ・ 直近2年間の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- (7) 事業実施場所に関する資料
 - ・ 需要家の事業活動に関する資料（会社案内パンフレット等）
 - ・ 対象施設の地図、図面、現況写真（設置予定場所の状況が確認できるもの）
 - ・ （指定避難所等に該当する場合）市町からの通知等
 - ・ 年間電力使用量がわかる資料
- (8) 設備に関する資料
 - ・ 設備の仕様書
 - ・ 単線結線図
 - ・ 年間推定発電量の根拠資料
- (9) 経費の根拠資料
 - ・ 2社以上の見積書（「工事一式」などの表記ではなく、数量等内訳がわかるもの）

※原則滋賀県内の事業者から入手すること。申請時に有効期限内のものを提出のこと

 - ・ 補助金相当額が需要家に還元、控除されることを示す見積書（計算書）
- (10) 交付申請チェックシート（ファイナンスリースまたはオンサイトPPA用）
- (11) 送金先の情報が確認できる写真またはそれに相当するもの

申請者は必ず提出前に提出内容の確認を行ってください。

受付期間は、令和8年4月30日（木）～令和8年12月10日（木）17時です。

書類が揃った申請について受付順に審査を開始し、予算額に達した時点で募集を終了します。

締切間際は、大変混み合いますので、余裕を持った提出を心掛けてください。

（書類等に不備がある場合は不備が修正されるまで審査ができません。その場合他の申請を優先します）

提出はすべての書類を揃えて、補助金様式のExcelファイルおよび添付資料（PDFやその他のデータファイル）を、メールでkasokuka2026@shigaplaza.or.jpへ送信ください。

交付申請後30日以内に、滋賀県産業支援プラザより交付決定可否の結果について通知します。

7 交付決定後の申請事項等の変更

(1) 事業計画の変更

事業計画書の内容に、次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けてください。なお、補助金額は当初交付決定額が上限となります。

- ①補助対象経費の総額の20%以上の変更
- ②事業の実施場所の変更
- ③補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- ④その他計画内容の大幅な変更

(2) 事業の中止（廃止）

事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けてください。

8 実績報告・請求および補助金の額の確定

補助事業が完了（事業費の支出も含む。）したときは、事業が完了した日から起算して30日以内または令和9年2月10日のいずれか早い日までに、次の①～⑥の書類を添えて、実績報告書（兼交付請求書）（様式第6-2号）を提出してください。

- ① 事業報告書（様式第6-2号別紙1）
- ② 収支決算書（様式第6-2号別紙2）
- ③ 事業の実施状況がわかる資料
 - ・ 現況写真（設置場所および導入設備の状況が確認できるもの）
 - ・ （余剰電力を売電している場合、）「余剰配線」であることがわかるもの（受給契約確認書等）
- ④ 支出証拠書類の写し
 - ・ 発注書または契約書
 - ・ 注文請書（契約書がある場合は不要）
 - ・ 請求書
 - ・ 相手方に支払ったことがわかる書類（支払い相手、日付、金額が記載されていること）
※現金渡しは不可。振込証明できるものを提出ください
※振込手数料は必ず申請者負担とし、発注先に負担させないこと
 - ・ ファイナンスリースまたはオンサイトPPA契約書の写し
 - ・ ファイナンスリースまたはオンサイトPPA契約において、補助金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されることがわかる書類
 - ・ 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類

※リース期間が法定耐用年数より長い場合は契約書の写しで可。そうでないなら覚書等を提出。

 - ・ （他の補助金等の交付を受けている場合）当該補助金等の交付決定・確定通知等の写し
- ⑤ 工事証明書（様式第6号別紙2） ※施工者印必要
- ⑥ 取得財産等管理台帳（様式第9号）
- ⑦ 実績報告チェックシート（ファイナンスリースまたはオンサイトPPA用）
- ⑧ 事業完了後の注意点確認書（内容確認したうえで、署名すること）
- ⑨ その他支援プラザが必要と認める書類

申請者は必ず提出前に提出内容の確認を行ってください。

すべての添付書類を添えて、補助金様式の Excel ファイルおよび添付資料(PDF などのデータファイルにて)をメールで kasokuka2026@shigaplaza.or.jp へ送信ください。

実績報告の提出後、書類審査と必要に応じて現地確認を行い、補助金の額の確定を行います。実績報告書提出後30日以内に額の確定通知を送付します。

9 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すこととなります。

10 送金

額の確定通知送付後すみやかに指定口座へ送金します。

11 財産の処分の制限

補助事業により整備された再エネ設備のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものについては、法定耐用年数(※)に相当する期間内に処分等(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

承認を受ける場合は、財産処分承認申請書(様式第10号)を提出してください。

なお、承認を受けて処分等をしたことにより収入があったときは、財産処分基準に基づき、その収入の全部または一部をプラザに納付していただくことがあります。

(※) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数

太陽光発電設備：17年、蓄電池：6年

12 事業効果の報告

設備を導入した場合、事業完了の翌々年度の6月30日(令和8年度分は令和10年6月30日)までに事業の実施によるエネルギー創出量と使用量等事業効果を把握し、事業効果報告書(様式第8-2号)を提出してください。

- ① 効果報告書(ファイナンスリースまたはオンサイトPPA用)(様式第8-2号)
- ② 月別発電エネルギー、自家消費量一覧表
- ③ 発電量、自家消費量の証拠写真(モニターなどの写真)、購入電力を提示する場合は各月の請求書などエネルギー量がわかるもの)

申請者は必ず提出前に提出内容の確認を行ってください。

事業効果が補助の要件に満たない場合は、補助金の交付決定が取り消され、支払済みの補助金の返還となる場合があります。

13 事業内容等の公表

補助事業内容や効果等について、HP等で公表を予定しております。

応募・問い合わせ先

滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 CO₂ネットゼロ支援課

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号（コラボしが21 2階）

電話：077-511-1424

FAX：077-511-1418 E-mail：kasokuka2026@shigaplaza.or.jp